



令和7年 4月25日(金)
(2025年)
No. 16370 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆北米各国の知的財産制度

ー第3回ー アメリカ合衆国(下) …… (1)

☆産業財産権制度140周年記念「内閣総理大臣感謝状」の被贈呈者及び

令和7年度「知財功労賞」の受賞者を決定しました …… (11)

北米各国の知的財産制度

ー第3回ー アメリカ合衆国(下)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、北米各国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、アメリカ合衆国の知的財産制度のうち、商標制度、著作権制度を中心に解説する。

2. 総論

アメリカ合衆国の商標制度は、かつては州のコモン

ローに基づいて商標が保護されていたが、1870年に連邦議会が初めて連邦商標制度を制定した。この制度は、その後、連邦最高裁により破棄されたため、1881年に連邦議会は新たな商標制度を制定し、1905年に改正した。現行の米国商標法(ランハム法、合衆国法典第15編(15 U.S.C.)第22章)は、1946年に成立後、改正を重ねてきたものであり、2003年11月3日の改正により「マドリッド・プロトコル」の規定が追加された。

弁理士法人

北斗特許事務所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所長	弁理士	西川 恵清	弁理士	小川 博生
副所長	弁理士	坂口 武	弁理士	中尾 慎
副所長	弁理士	田中 康継	弁理士	永濱 一貴
	弁理士	水尻 勝久	弁理士	中江 貴俊
	弁理士	谷水 慎	弁理士	伊井 亨
	弁理士	竹尾 由重		

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 JRE梅田スクエアビル9階

電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)

E-mail: post@hokutopat.com